

企業立地助成金

鹿角市内での工場等の新增設（①）、事業の高度化に資する設備投資（②）に係る費用の一部を最大1億5千万円まで助成します。

助成対象者

製造業、情報サービス業、新産業を営む企業

①工場等の新增設の場合

助成要件

【新設の場合】鹿角市に住所を有する者を、新たに5人以上雇い入れること

※情報サービス業、新産業に属する企業は2名以上

【増設の場合】鹿角市に住所を有する者を、新たに2名以上雇い入れること

助成内容

①施設整備助成金

(1) 投下固定資産 : 投下固定資産の10%を助成

(2) 事業所賃借料 : 土地及び建物賃借料の100%を助成
(3年間、4～5年目は50%)

(3) 設備機器リース料 : 設備機器リース料の30%を助成(3年間)

②工業団地取得助成金

鹿角工業団地を取得した場合、所得に要した額の10%を助成

③地元雇用助成金

市内に住所を有する者を新たに雇用した場合、1人あたり30万円を助成(3年間)

④環境整備助成金

(1) 除雪対策経費 : 工場敷地内の除雪対策経費の50%を助成(3年間)

(2) 通信回線使用料 : 通信回線使用料の50%を助成
(操業開始から3年間、上限100万円)

⑤再生可能エネルギー施設等整備助成金

再生可能エネルギーや省エネルギー施設等を整備した場合、整備費用の50%を助成

②事業の高度化に資する設備投資、新分野への進出の場合

助成要件

- ・申請時前6ヶ月以内において事業主都合により従業員を解雇していないこと
- ・助成金の交付済総額が1億円未満である場合、「雇用の増加」を要件としません

助成内容

○施設整備助成金

(1) 投下固定資産 : 投下固定資産の30%を助成

(2) 移送費 : 移設に要する費用の50%を助成

※上記の経費の合計が500万円以上である場合に対象となります

※年度上限は1,000万円です

※新分野進出・・・企業の主たる事業が属する産業分類以外の事業であって、かつ製造業、情報サービス業、新産業に属する事業に新規参入すること

※事業高度化とは・・・ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第3条第3項に規定する事業高度化を指します

【事業高度化とは】

事業者が次に掲げる措置を行うことにより、その事業の生産性の向上を図ることをいいます

○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化にかんする法律

第3条第3項（抜粋）

- 1 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供であって、生産に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させるもの
- 2 商品の新たな生産の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入であって、商品の生産又は役務の提供を著しく効率化するもの
- 3 新たな原材料、部品又は半製品の使用であって、商品の生産に係る費用を相当程度低減するもの
- 4 設備の能率の向上であって、商品の生産又は役務の提供を著しく効率化するもの
- 5 設備の増設であって、商品の生産又は役務の提供を著しく増加するもの

【その他、税制支援等】

■過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の業種については、工業用規格等を新增設する場合、特別償却ができます。（租税特別措置法第45条）

対象設備（生産設備取得額）の取得価額の合計が、資本金の規模に応じて最低500万円以上から特別償却が可能となり、機械等及び家屋等のそれぞれについて、32/100、48/100の特別減価償却をすることができます。

また、市の産業振興を図るため、その事業の用に供した家屋・償却資産・当該家屋の敷地である土地を取得した場合、最大3年間にわたって固定資産税が課税免除になる場合があります。なお、令和4年度から対象となる業種、設備投資の範囲が拡充され、取得価額の要件も緩和されました。

■中小企業等経営強化法による支援

中小企業の実産性の向上に向けた取り組みを促進するため、「中小企業等経営強化法」に基づき、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

認定を受けた中小企業の設備投資について、一定の要件を満たしていた場合、新規取得設備に係る固定資産税が一定期間軽減されます。

《対象設備》

【支援概要】

中小企業が、①一定期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する計画を策定し、その内容が新たに導入する設備が所在する市町村の「導入促進基本計画」に適合する場合に認定。

①一定期間内とは？ → 3年間、4年間又は5年間

②労働生産性を一定程度向上とは？ → 労働生産性が年平均3%以上向上すること

【税制支援を受けるための要件】

①導入設備の投資利益率が5%以上となることが見込まれる

②従業員に対し賃上げ方針の表明を行っていること（1. 5%以上又は3%以上の増加）

《お問い合わせ》

〒018-5292 鹿角市花輪字荒田4番地1

TEL : 0186-30-0250 / FAX : 0186-30-1515

鹿角市役所 産業部 産業活力課 商工振興班

URL : <http://www.city.kazuno.akita.jp>